

コロナに負けない！ さやまの事業者応援金

第2弾！

コロナ感染拡大に伴い、売上が減少する市内の小規模事業者等で、事業の継続と雇用の維持を支えるため、下記要件に該当する事業者には「一律10万円」を給付します。

対象事業者

市内で主たる事業を行っている以下の事業者で、前年同月比で売上が20%以上減少している方。

○小規模事業者

※対象月：令和2年1月～令和3年1月の中から任意の一月を選択

- ・製造業、建設業、運輸業、農業、その他の業種 従業員 20人以下
- ・小売業、卸売業、サービス業 従業員 5人以下

○個人事業主（フリーランス含む）

■対象外となる事業者

- ・公共法人、政治団体、宗教上の組織若しくは団体等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・上記に掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当ではないと本市が判断する者（会社員の副業等）

申請について

○申請受付期間 令和3年2月22日（月）～4月30日（金）（当日消印有効）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送申請にご協力をお願いいたします。

【郵送先】〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号 狭山市役所産業振興課

○申請に必要な書類

※申請書はホームページにも公表しております。
また、産業振興課、商工会議所でも配布しております。

<前回は応援金の給付を受けた方の必要書類>

- ・申請書のみで受付可能です。

原則、添付書類は不要です。
申請書のみで申請できます！

<今回初めて応援金を申請する方の必要書類>

- ・申請書
- ・口座振込依頼書（振込先がわかる通帳の写しも添付）
- ・2019年分の確定申告書の写し
- ・売上減少を証明する書類（帳簿の写し等、売上の減少が確認できる書類）
- ・個人事業主の場合は本人確認書類（運転免許証や個人番号カードのコピー等）

問い合わせ先

狭山市役所 産業振興課
（電話番号）04-2953-1111
（受付時間）平日8:30～17:15

ホームページ

詳細及び申請書類
はこちらから

